

保育園における外国にルーツを持つ子どもたちへの支援に関する研究 —子どもの権利の視点から—

東洋大学 麗 麗

本研究は、東洋大学福祉社会開発研究センター（以降「センター」と略す。）と世田谷区の協働研究の一環として、子どもや子育て支援における ICT（情報通信技術）の活用について検討している内容である。2022 年度よりセンターの ICT 機材—ポケトーク（以降「ポケトーク」と略す）を区立保育園で試用を開始し、以降の調査は世田谷区側がおこなった調査内容である。本稿で用いる外国にルーツを持つ子どもたちとは、国籍を問わず、両親または父親か母親が外国出身であるという属性を持つ子どもたちを指す。

1 調査実施背景および概要

（1）調査実施の背景

2023 年度の世田谷区在住の外国籍の人数は 21,028 人であり、国籍別には、中国が 28% で最も多く、次いで韓国・朝鮮が 18%、アメリカが 9%、その他が 21% を占めており⁽¹⁾、約 18 か国の外国人が暮らしている状況である。平成 26 年以降、人口は増加しているが、2020 年を境に一時的に減少し、2022 年には、再び増加した。そのなかで、国際結婚や、就労・修学による外国人の定住者の子どもも増加しつつある。

（2）調査目的と調査内容

区立保育園全 46 園の園長を対象に、「外国語を母語とする家庭がどのくらい存在するか、外国にルーツを持つ子どもの視点で寄り添っているか適切な支援であるかを目的に調査するアンケートを実施した。調査内容としては、言語環境（日本語などの理解、協力者など）、言語の取得状況に関する項目、保育園との情報共有とのかかわり、担任の今まで母語を外国語とした子どもの保育経験、ポケトークの使用予定場面などである。

2 調査結果

調査結果によると、区立保育園の 46 園のなかで、母語を外国語とする子どもがいる園は 35 園あり、全体の 78% を占めていること、両親ともに外国籍という家庭が約半分を占めていることがわかった。

また、アンケート回答から見えた傾向としては、保育士が「大丈夫」「だいたいわかる」という保護者の言動から「本当は困り感を抱いている家庭が多くあるのではないか」という気づきがあった保育園が多くある。外国籍家庭が多くいるなかで、保育園側が「だいたい」「おおよそ」「なんとなく」といった曖昧な表現を用いながらも、「コミュニケーションが可能である」と判断している回答が多い点が問題とされ、保育園側の推測を反映した表現が多く見受けられた。さらに、言葉が通じやすい、通じているのではないかとという保護者（どちらかというとも母親）に連絡事項などしている。保護者両方に同じようにコミュニケーションをとれていない。

上記のようにどの保育園も園児、保護者とのコミュニケーションを大切にし、支援したいと考えている保育士が多くいることがわかった。

3 考察

保育園でポケトークを活用したことにより、外国にルーツを持つ親子の「言語の壁」による困難が軽減されたことで、対象児の変化が見られた。また、家庭内や保育園などの状況に応じた接し方について、当事者支援に関する保育士の気づきが得られたことが、大きな成果である。なぜ外国にルーツを持つ子どもたちに当事者支援が必要なのかについて、調査結果を踏まえて子どもの権利の視点から考えてみたい。

保育においては、その子どもの文化や背景を理

解し、とくに、言葉を丁寧に支援することが、「子どもの最善の利益」を最優先に考えた保育として重要である。言葉を支援することは、子どもの成長と発達に欠かせない要素であり、豊かな経験を提供するための基盤となる。外国にルーツを持つ子どもに対する支援は、個別の丁寧なかかわりを必要とする。

児童福祉法の第一章・第一節に記載されている「児童に関する権利条約」（子どもの権利条約）では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの一般原則が示されている。子どもの権利保障として、「差別の禁止」（2条）が明示されているが、日本における外国にルーツを持つ子どもは、マイノリティであり、言葉の違いから様々な文化の違いにより、差別を受けやすい状況であるが、乳幼児の場合は、園生活のなかでは明確に差別されることはないと考えられる。

国連・子どもの権利委員会も乳幼児は子どもの権利の条約に規定されたすべての権利を享有するとしている。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力にしたがって自分の権利を行使する資格を持っている。しかし、乳幼児、とくに、外国にルーツを持っている子どもが自分の思いを日本語で表現できない時期に、保育士が外国にルーツを持つ乳幼児の言語や文化が異なる子どもたちに対しては、その特性を理解し、適切な支援を提供することが重要である。そして、保育士の気づきとどのようにかかわるかがによって、その子どものエンパワーメントが促さ

れ、その力を他の子どもたちと共有することが、子どもの権利を尊重することにつながる。

現在も「みんな平等」という理念や子どもの権利保障に基づく保育は実践してきたものの、外国にルーツを持つ子どもたちの権利に対する理解が十分であると言えないだろう。それは、外国にルーツを持つ子どもがどのような言語環境であっても、保護者と保育園等が「子育ての共有」をできることが保育園等での支援の基本であり、子どもの様子や保育園等の活動に関する情報をしっかり伝えることが「当たり前」の権利であるという認識が不足していることが乳幼児にかかわる現場ではしばしば見られることである。

注

- (1) 世田谷区男女共同参画・多文化共生審議会資料「区内在住外国人数の推移」2024年1月1日時点の統計より

参考文献

- ・山田千明編著『多文化に生きる子どもたちー乳幼児期から異文化間教育』明石出版 2010年4月30日第3刷発行、p80～
- ・林悠子「外国につながる子どもの保育での家庭との連携の課題」神戸松蔭女子学院大学研究紀要 No.2 (2021年3月)、p67-81.
- ・厚生労働省編（2018）保育所保育指針解説、フレール館
- ・文部科学省（2018）幼稚園教育要領解説、フレール館